

川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 新旧対照表

改正後	改正前
川崎市浮島指定処分地建設発生土<u>等</u>受入要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、「川崎港浮島2期地区公有水面埋立免許」の免許事項に基づき、浮島指定処分地（以下、「処分地」という。）へ搬入する建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入事務手続及び受入<u>基準</u>等に関する必要事項を定めるものである。 (受入対象) 第2条 処分地における受入対象は、次の各号に掲げるものとする。 <u>(1) 建設発生土</u> 川崎市全域における公共事業<u>系から</u>発生する建設発生土を陸上運搬するもの及びしゅんせつ土砂を建設発生土として陸上運搬するもの。 <u>(2) しゅんせつ土砂</u> 川崎市域内における公共事業<u>系</u>から発生し海上運搬するもの及び川崎市域内における計画水深までの水深維持を目的とした民間企業の事業から発生し海上運搬するもの（しゅんせつ工事を実施後、自然災害等による水流等により埋め戻りが発生した埋戻しゅんせつ土砂も含む。）。 <u>(削除)</u>	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、「川崎港浮島2期地区公有水面埋立免許」の免許事項に基づき、浮島指定処分地（以下、「処分地」という。）へ搬入する建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入事務手続及び受入<u>技術</u>等に関する必要事項を定めるものである。 (受入対象) 第2条 <u>浮島指定</u>処分地における受入対象は、次の各号に掲げるものとする。 <u>(1) 「建設発生土」</u> 川崎市全域における公共事業<u>により</u>発生する建設発生土を陸上運搬するもの及びしゅんせつ土砂を建設発生土として陸上運搬するもの <u>(2) 「しゅんせつ土砂」</u> 川崎市域内における公共事業から発生し海上運搬するもの及び川崎市域内における計画水深までの水深維持を目的とした民間企業の事業から発生し海上運搬するもの（しゅんせつ工事を実施後、自然災害等による水流等により埋め戻りが発生した埋戻しゅんせつ土砂も含む） <u>(公共事業の実施者)</u> 第3条 <u>第2条に規定する公共事業の実施者は、市、国、県及び次の各号に掲げ者をいう。</u> <u>(1) 東日本高速道路株式会社</u>

改正後	改正前
(受入基準) <u>第3条</u> 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 <u>(1) 建設発生土</u> ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。 イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石	<u>(2) 独る立行政法人労働者健康安全機構</u> <u>(3) 首都高速道路株式会社</u> <u>(4) 独立行政法人水資源機構</u> <u>(5) 独立行政法人都市再生機構</u> <u>(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u> <u>(7) 独立行政法人空港周辺整備機構</u> <u>(8) 地方共同法人（日本下水道事業団等）</u> <u>(9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構</u> <u>(10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u> <u>(11) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社</u> <u>(12) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社</u> <u>(13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社</u> <u>(14) 神奈川県内広域水道企業団</u> <u>(15) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出捐している財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めた者</u> (受入基準) <u>第4条</u> 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 <u>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。</u> <u>(2) 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎</u>

改正後	改正前
<u>等の不純物を含まないもの。</u> <u>ウ 添加剤を入れた土砂については、事前に安全性が協議により確認されたもの。</u> <u>エ 汚泥でないもの（有害物質に汚染されていないもの、含水率が高いもの、粒子が微細な泥でないもの）。</u> <u>オ 悪臭を放たないもの。</u> <u>カ シルト（粒径0.005～0.075mm）、砂質土（粒径0.075～2.0mm）、礫（粒径2.0～75mm）を受入れるものとする。</u> <u>キ 別表1の基準を満たすこと。</u> <u>（2）しゅんせつ土砂</u> <u>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。</u> <u>イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を含まないもの。</u> <u>ウ 悪臭を放たないもの。</u> <u>エ 別表1の基準を満たすこと。</u>	<u>石等の不純物を含まないもの。</u> <u>（3）添加剤を入れた土砂については、事前に安全性が協議により確認されたもの。</u> <u>（4）汚泥でないもの（有害物質に汚染されていないもの、含水率が高いもの、粒子が微細な泥でないもの）。</u> <u>（新設）</u> <u>（5）建設発生土は、シルト（粒径0.005～0.075mm）、砂質土（粒径0.075～2.0mm）、礫（粒径2.0～75mm）を受入れるものとし、別表1の基準を満たすこと。</u> <u>（新設）</u> <u>（6）しゅんせつ土砂は、別表2の基準を満たすこと。</u>
（検定試験の頻度及び実施項目） 第4条 建設発生土及びしゅんせつ土<u>砂</u>の検定試験頻度及び実施項目は<u>別表2</u>による。 （試料の採取方法） 第5条 検定に係る資料の採取方法は、次の各号に掲げる方法を標準とする。 （1）建設発生土 別表1のNo1～<u>No37</u>に係る試料採取については、地表面より約50cm前後の位置から採取すること。ただし、特に掘削断面が大きい場合は、協議にて決定するものとする。 ダイオキシン類の試料採取については、地表面より5～10cmの間で試	（検定試験の頻度及び実施項目） 第5条 建設発生土及びしゅんせつ土の検定試験頻度及び実施項目は<u>別表3</u>による。 （試料の採取方法） 第6条 検定に係る資料の採取方法は、次の各号に掲げる方法を標準とする。 （1）建設発生土 別表1のNo1～<u>No35</u>に係る試料採取については、地表面より約50cm前後の位置から採取すること。ただし、特に掘削断面が大きい場合は、協議にて決定するものとする。 ダイオキシン類の試料採取については、地表面より5～10cmの間で試

改正後	改正前
料採取すること。また、農用地など人為的な攪拌のある土壌については、地表面より30cmまでの部分を採取すること。 (2) しゅんせつ土砂 <u>別表 1</u> のNo1～No37に係る試料採取については、<u>別表 2</u> による。ダイオキシン類の試料採取については、底質表面から10cm程度の底質を、エクマンバジ型採泥器又はこれに準ずる採泥器によって3回以上採取し、それらを混合して試料とする。なお、浮泥が堆積している場合には、柱状採泥器等を用いて、浮泥層も含めた試料を採取し検定試験を実施すること。 (検定試験結果の有効期限) <u>第 6 条</u> 検定試験結果は、申込日より3か月以内に試料採取したものを有効とする。ただし、発注者の責任において当該施工箇所が管理されており、人為的・自然的な理由等による検定試験結果に変化がないと認める場合には、<u>協議の上</u>、申込日より1年以内に試料採取したものを有効とすることができる。 (建設発生土<u>申込手続</u>) <u>第 7 条</u> 建設発生土の<u>搬入</u>を希望する者は、<u>浮島指定処分地建設発生土発券依頼書（第 1 号様式）（以下、「発券依頼書」という。）及び建設発生土搬入車両登録書（第 8 号様式）（以下、「車両登録書」という。）</u>に必要事項を記入し必要書類を添付の上、<u>電子メールにより公共事業系を発注した機関の担当部署へ提出すること。</u> <u>2 公共事業系を発注した機関の担当部署は、前項により提出された書類の内容を確認の上、電子（組織）メールにより港湾局長へ提出すること。</u> <u>3</u> 港湾局長は、前項の依頼内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、建設発生土搬入整理券及び通行証の発行をもって受入承認するものとする。	料採取すること。また、農用地など人為的な攪拌のある土壌については、地表面より30cmまでの部分を採取すること。 (2) しゅんせつ土砂 <u>別表 2</u> のNo1～No37に係る試料採取については、<u>別表 3</u> による。ダイオキシン類の試料採取については、底質表面から10cm程度の底質を、エクマンバジ型採泥器又はこれに準ずる採泥器によって3回以上採取し、それらを混合して試料とする。なお、浮泥が堆積している場合には、柱状採泥器等を用いて、浮泥層も含めた試料を採取し検定試験を実施すること。 (検定試験結果の有効期限) <u>第 7 条</u> 検定試験結果は、申込日より3か月以内に試料採取したものを有効とする。ただし、発注者の責任において当該施工箇所が管理されており、人為的・自然的な理由等による検定試験結果に変化がないと認める場合には、申込日より1年以内に試料採取したものを有効とすることができる。 (建設発生土<u>受入依頼</u>) <u>第 8 条</u> 建設発生土の<u>受入</u>を希望する者は、<u>第 1 号様式</u>に必要事項を記入し必要書類を添付の上、<u>公共事業を発注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出すること。</u> <u>(新設)</u> <u>2</u> 港湾局長は、前項の依頼内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、建設発生土搬入整理券及び通行証の発行をもって受入承認するものとする。

改正後	改正前
(しゅんせつ土砂<u>申込手続</u>) <u>第8条</u> しゅんせつ土砂の<u>搬入</u>を希望する者は、市港湾局と事前協議の上、<u>浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書(第2号様式)(以下、「申込書」という。)</u>に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共工事を発注した機関の担当部署から電子<u>(組織)</u>メールにより港湾局長へ提出すること。ただし、工事を発注した機関が民間企業の場合は、工事受注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出することができる。なお、受付は港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当が行うものとする。 2 港湾局長は、前項の申込内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書(第3号様式)を発行し承認するものとする。 (受入拒否・条件付き受入承認) <u>第9条</u> 港湾局長は、建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入が処分地の運用に支障をきたす場合には、協議の上、受入を拒否<u>又は</u>受入承認に条件を付す<u>ことができる。</u> (依頼及び申込事項の変更) <u>第10条</u> <u>第7条第3項</u>又は<u>第8条</u>第2項の受入承認を受けた者は、当該承認事項を変更する場合、速やかに<u>浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書(第4号様式)又は申込書</u>にて依頼又は申込を行い、再度承認を受けなければならない。 (完了の届出) <u>第11条</u> <u>建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号の処理を持って完了とする。</u>	(しゅんせつ土砂<u>受入申込</u>) <u>第9条</u> しゅんせつ土砂の<u>受入</u>を希望する者は市港湾局と事前協議の上、<u>第2号様式</u>に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共工事を発注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出すること。ただし、工事を発注した機関が民間企業の場合は、工事受注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出することができる。なお、受付は港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当が行うものとする。 2 港湾局長は、前項の申込内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書(第3号様式)を発行し承認するものとする。 (受入拒否・条件付き受入承認) <u>第10条</u> 港湾局長は、建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入が処分地の運用に支障をきたす場合には、協議の上、受入を拒否<u>または</u>受入承認に条件を付す<u>る。</u> (依頼及び申込事項の変更) <u>第11条</u> <u>第8条第2項</u>又は<u>第9条</u>第2項の受入承認を受けた者は、当該承認事項を変更する場合、速やかに<u>第4号様式</u>又は<u>第2号様式</u>にて依頼又は申込を行い、再度承認を受けなければならない。 (完了の届出) <u>第12条</u> <u>第8条第2項又は第9条第2項の受入承認を受けた者は、建設発生土及びしゅんせつ土砂の搬入を完了後、速やかに第5号様式又は第</u>

改正後	改正前
<u>(1) 建設発生土</u> ア 第7条第3項の受入承認を受けた者は、搬入を完了後、速やかに浮島指定処分地建設発生土搬入完了届（第5号様式）（以下、「完了届」という。）を電子（組織）メールにより提出しなければならない。 イ 港湾局長は、完了届を受けた際、浮島指定処分地建設発生土搬入実績書（第7号様式）にて搬入実績に関して公共工事を発注した機関の担当部署へ通知する。 <u>(2) しゅんせつ土砂</u> ア 第8条第2項の受入承認を受けた者は、搬入を完了後、速やかに浮島指定処分地しゅんせつ土砂投入完了報告書（第6号様式）（以下、「報告書」という。）を電子メールにより提出しなければならない。 イ 報告書に記載する投入土量については、しゅんせつ工事における事前測量と事後測量の差により土量を算出することとする。ただし、ICT施工による場合は、事前測量と出来形の差により土量を算出することとする。 ウ 港湾局長は、報告書を受けた際、受領確認された報告書を発注した機関の担当部署へ送付する。 （処分地の運用） <u>第12条</u> 処分地の運用は、<u>別表3</u>による。 （使用禁止車両） <u>第13条</u> 違法改造車両（差枠取付車等）、高枠車両及び過積載車両など道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に規定される禁止車両は、処分場への入場を理由の如何にかかわらず一切認めない。	<u>2</u> 港湾局長は、前項に規定する建設発生土の完了の届出（第5号様式）を受けた際、浮島指定処分地建設発生土搬入実績書（第7号様式）にて搬入実績に関して工事を発注した機関の担当部署へ通知する。 <u>3</u> しゅんせつ土砂の投入土量（第6号様式）については、しゅんせつ工事における事前測量と事後測量の差により土量を算出すること （処分地の運用） <u>第13条</u> 処分地の運用は<u>別表4</u>による。 （使用禁止車両） <u>第14条</u> 違法改造車両（差枠取付車等）、高枠車両及び過積載車両など道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に規定される禁止車両は、処分場への入場を理由の如何にかかわらず一切認めない。

改正後	改正前
<u>2 建設発生土を搬入する車両については、第8号様式にて事前に登録した車両に限り許可するものとし、登録を行っていない車両については一切認めない。</u> (建設発生土搬入) <u>第14条</u> 処分地への搬入に係る手順は次の各号に掲げる順序の<u>とおり</u>とする。 (1) 搬入車両には、<u>第7条第3項</u>に規定する受入承認の際に受領した通行証を処分地の係員から見える位置に掲示すること。 (2) 搬入者は、建設発生土搬入整理券<u>裏に車両ナンバー4桁を記入の上、処分地の</u>受付窓口提出し、係員の確認を受けること。 (3) 処分地の係員から不相当と判断され、持ち帰りの指示を受けたときは、直ちに退場すること。 (4) 処分地の係員から受入の確認を受けた後、指示された場所に搬入すること。 (5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に<u>第3条</u>に適合しないものが発見された場合は、搬入者の責任において撤去すること。 <u>(6) 他現場からの搬出土を混合した土を搬入しないこと。</u> (しゅんせつ土砂搬入) <u>第15条</u> しゅんせつ土砂を搬入する者は、「埋立管理作業に係る航行安全対策マニュアル」を遵守し、処分<u>地</u>に搬入する前に処分<u>地</u>の管理者との調整等を行わなければならない。 (処分地内の注意事項) <u>第16条</u> 処分地内での注意事項については、整理券送付時に添付された「建設発生土受入れについてのお願い」を厳守すること。	<u>(新設)</u> (処分地への搬入) <u>第15条</u> 処分地への搬入に係る手順は次の各号に掲げる順序の<u>通り</u>とする。 (1) 搬入車両には、<u>第8条第2項</u>に規定する受入承認の際に受領した通行証を処分地の係員から見える位置に掲示すること。 (2) 搬入者は、建設発生土搬入整理券<u>を</u>受付窓口提出し、<u>処分地の</u>係員の確認を受けること。 (3) 処分地の係員から不相当と判断され、持ち帰りの指示を受けたときは、直ちに退場すること。 (4) 処分地の係員から受入の確認を受けた後、指示された場所に搬入すること。 (5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に「<u>建設発生土受入基準</u>」に適合しないものが発見された場合は、搬入者の責任において撤去すること。 <u>(新設)</u> (しゅんせつ土砂搬入) <u>第16条</u> しゅんせつ土砂を搬入する者は、「埋立管理作業に係る航行安全対策マニュアル」を遵守し、処分<u>場</u>に搬入する前に処分<u>場</u>の管理者との調整等を行わなければならない。 (処分場内の注意事項) <u>第17条</u> 処分地内での車両走行は、時速20km以下で徐行しなければならない。

改正後	改正前
(受入料金) <u>第 1 7 条 発券依頼書又は報告書にて納入通知書送付先に指定された者は、別表 4 に定める受入料金を納入しなければならない。</u> 2 <u>前項に定める</u>受入料金については、必ず納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。なお、<u>第 7 条又は第 8 条</u>に規定する担当部署の関係者は、受入料金の納入状況を適切に把握するとともに、未納等により、市に損害を与えないよう納入者に対し指導をしなければならない。 (履行遅延による延滞) <u>第 1 8 条 納入者が、受入料金を納入期日までに納入しないときは、当該受入料金にその翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント（当該納入期日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額（1 , 0 0 0 円未満を除く。）に相当する金額を延納利息として納入しなければならない。</u> <u>2 前項に規定する延滞金の割合について、前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加</u>	<u>2 降雨時には、防水シートで荷台を覆う等を行い、汚泥状態にならないようにしなければならない。仮に、汚泥状態になった場合は、受入基準を満たさないものとし受入することはできない。</u> (受入料金) <u>第 1 8 条 建設発生土受入依頼にて納入通知書送付先に指定された者及びしゅんせつ土砂の受入の承認を受けた者は、別表 5 に定める受入料金を納入しなければならない。</u> 2 建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入料金については、必ず納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。なお、<u>第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項</u>に規定する担当部署の関係者は、受入料金の納入状況を適切に把握するとともに、未納等により、市に損害を与えないよう納入者に対し指導をしなければならない。 (履行遅延による延滞) <u>第 1 9 条 納入者が、受入料金を納入期日までに納入しないときは、当該受入料金にその翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 1 4 . 6 パーセント（当該納入期日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額（1 , 0 0 0 円未満を除く。）に相当する金額を延納利息として納入しなければならない。</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。</u> （承認取消） <u>第 1 9 条</u> 港湾局長は、第 7 条又は第 8 条の受入承認を受けた者が、本要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。 （損害賠償） <u>第 2 0 条</u> 建設発生土又はしゅんせつ土砂の<u>第 7 条及び第 8 条</u>の受入承認を受けた者は、搬入に関し市に損害を生じさせた場合には、原状回復等必要な措置をとるとともに、原因者の責任においてその損害を賠償しなければならない。 （日本国の法令遵守） <u>第 2 1 条</u> 建設発生土に係る事務手続き及び工事・作業について、<u>第 7 条第 1 項及び第 2 項</u>に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。 2 しゅんせつ土砂に係る事務手続き及び工事について、<u>第 8 条</u>第 1 項に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。 （料金改定） <u>第 2 2 条</u> 受入料金については、諸事情をふまえ、5 年程度を目途に改定するものとする。 （特別承認）	（承認取消） <u>第 2 0 条</u> 建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入の承認を受けた者が、本要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。 （損害賠償） <u>第 2 1 条</u> 建設発生土又はしゅんせつ土砂の受入の承認を受けた者は、搬入に関し市に損害を生じさせた場合には、原状回復等必要な措置をとるとともに、原因者の責任においてその損害を賠償しなければならない。 （日本国の法令遵守） <u>第 2 2 条</u> 建設発生土に係る事務手続き及び工事・作業について、<u>第 8 条第 1 項</u>に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。 2 しゅんせつ土砂に係る事務手続き及び工事について、<u>第 9 条</u>第 1 項に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。 （料金改定） <u>第 2 3 条</u> 受入料金については、諸事情をふまえ、5 年程度を目途に改定するものとする。 （特別承認）

改正後	改正前
<u>第 2 3 条</u> 本要綱に合致しない場合は、「川崎市事務決裁規程」に規定する「局長専決が可能な通例的なもの」に該当しないため、「川崎港浮島 2 期地区公有水面埋立免許」の免許事項の範囲内を条件に、別途に川崎市長の決裁を経た<u>上</u>で特別承認するものとする。 (その他) <u>第 2 4 条</u> 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この改正要綱の施行により、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱（2 5 川港庶第 9 1 5 号）附則 2 は廃止する。</u>	<u>第 2 4 条</u> 本要綱に合致しない場合は、「川崎市事務決裁規程」に規定する「局長専決が可能な通例的なもの」に該当しないため、「川崎港浮島 2 期地区公有水面埋立免許」の免許事項の範囲内を条件に、別途に川崎市長の決裁を経た<u>うえ</u>で特別承認するものとする。 (その他) <u>第 2 5 条</u> 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 (略) <u>(追加)</u>

改正後

改正前

(削除)

別表1

建設発生土検定試験項目及び基準値

	試験項目	基準値	検定方法
1	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと	
2	水銀又はその化合物	検液1ℓにつき 水銀 0.005mg以下	
3	カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき カドミウム 0.1mg以下	
4	鉛又はその化合物	検液1ℓにつき 鉛 0.1mg以下	
5	有機燐化合物	検液1ℓにつき 有機燐 1.0mg以下	
6	六価クロム化合物	検液1ℓにつき 六価クロム 0.5mg以下	
7	砒素又はその化合物	検液1ℓにつき 砒素 0.1mg以下	
8	シアン化合物	検液1ℓにつき シアン 1.0mg以下	
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液1ℓにつき ポリ塩化ビフェニル 0.003mg以下	
10	銅又はその化合物	検液1ℓにつき 銅 3.0mg以下	
11	亜鉛又はその化合物	検液1ℓにつき 亜鉛 2.0mg以下	
12	弗化物	検液1ℓにつき 弗素 15.0mg以下	
13	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき トリクロロエチレン 0.3mg以下	
14	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき テトラクロロエチレン 0.1mg以下	
15	ベリリウム又はその化合物	検液1ℓにつき ベリリウム 2.5mg以下	
16	クロム又はその化合物	検液1ℓにつき クロム 2.0mg以下	
17	ニッケル又はその化合物	検液1ℓにつき ニッケル 1.2mg以下	
18	バナジウム又はその化合物	検液1ℓにつき バナジウム 1.5mg以下	
19	有機塩素化合物	試料1kgにつき 有機塩素化合物 40.0mg以下	
20	ジクロロメタン	検液1ℓにつき ジクロロメタン 0.2mg以下	
21	四塩化炭素	検液1ℓにつき 四塩化炭素 0.02mg以下	
22	1,2ジクロロエタン	検液1ℓにつき 1,2-ジクロロエタン 0.04mg以下	
23	1,1ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 1,1ジクロロエチレン 1.0mg以下	
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg以下	
25	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1,1,1-トリクロロエタン 3.0mg以下	
26	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg以下	
27	1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 1,3-ジクロロプロペン 0.02mg以下	
28	テラウム	検液1ℓにつき テラウム 0.06mg以下	
29	シマジン	検液1ℓにつき シマジン 0.03mg以下	
30	デオベンガルブ	検液1ℓにつき デオベンガルブ 0.2mg以下	
31	ベンゼン	検液1ℓにつき ベンゼン 0.1mg以下	
32	セレン又はその化合物	検液1ℓにつき セレン 0.1mg以下	
33	1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき 1,4-ジオキサン 0.5mg以下	
34	油分	検液1ℓにつき 油分 15.0mg以下 (投入処分時に視認できる油膜が生じないこと)	S48. 2. 17環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
35	水銀、PCB含有濃度	試料1kgにつき 水銀 25ppm未満 試料1kgにつき PCB 10ppm未満	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項第4号に規定する海洋処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。また、H19. 8. 14環境省令第0708140001号「環境保第070814001号「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」による代替手法によること。
36	ダイオキシン類	検液1ℓにつき ダイオキシン類 10pg-TEQ以下	HE24. 8. 8環境省令第120725002号「底質調査方法について」によること。
37	ダイオキシン類含有濃度	試料1gにつき ダイオキシン類 150pg-TEQ以下	HE15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所に排出しようとする廃棄物に含まれる金属の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。

改正後

土砂検定試験項目及び基準値

別表1

試験項目	基準値	検定方法
1 水銀及びその化合物	検液10につき 水銀 0.0005mg以下	
2 カドミウム及びその化合物	検液10につき カドミウム 0.003mg以下	
3 鉛及びその化合物	検液10につき 鉛 0.01mg以下	
4 六価クロム化合物	検液10につき 六価クロム 0.05mg以下	
5 砒素及びその化合物	検液10につき 砒素 0.01mg以下	
6 シアン化合物	検液中に検出されないこと	
7 アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと	
8 有機燐化合物	検液中に検出されないこと	
9 PCB	検液中に検出されないこと	
10 ジクロロメタン	検液10につき ジクロロメタン 0.02mg以下	
11 四塩化炭素	検液10につき 四塩化炭素 0.002mg以下	
12 1,2-ジクロロエタン	検液10につき 1,2-ジクロロエタン 0.004mg以下	
13 1,1-ジクロロエチレン	検液10につき 1,1-ジクロロエチレン 0.1mg以下	
14 1,2-ジクロロエチレン	検液10につき 1,2-ジクロロエチレン 0.04mg以下	
15 1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき 1,1,1-トリクロロエタン 1mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌汚染に係る環境基準について」によること。
16 1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg以下	
17 トリクロロエチレン	検液10につき トリクロロエチレン 0.01mg以下	
18 テトラクロロエチレン	検液10につき テトラクロロエチレン 0.01mg以下	
19 1,3-ジクロロプロペン	検液10につき 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg以下	
20 チウラム	検液10につき チウラム 0.006mg以下	
21 シマジン	検液10につき シマジン 0.003mg以下	
22 チオベンガルブ	検液10につき チオベンガルブ 0.02mg以下	
23 ベンゼン	検液10につき ベンゼン 0.01mg以下	
24 セレン又はその化合物	検液10につき セレン 0.01mg以下	
25 ふっ素及びその化合物	検液10につき ふっ素 0.8mg以下	
26 ほう素及びその化合物	検液10につき ほう素 1mg以下	
27 クロロエチレン	検液10につき クロロエチレン 0.002mg以下	
28 1,4-ジオキサン	検液10につき 1,4-ジオキサン 0.05mg以下	
29 銅又はその化合物	検液10につき 銅 3mg以下	
30 亜鉛又はその化合物	検液10につき 亜鉛 2mg以下	
31 ベリリウム又はその化合物	検液10につき ベリリウム 2.5mg以下	
32 クロム又はその化合物	検液10につき クロム 2mg以下	
33 ニッケル又はその化合物	検液10につき ニッケル 1.2mg以下	
34 バナジウム又はその化合物	検液10につき バナジウム 1.5mg以下	
35 有機塩素化合物	試料1kgにつき 有機塩素化合物 40mg以下	
36 水銀、PCB含有濃度	試料1kgにつき 水銀 25ppm未満 試料1kgにつき PCB 10ppm未満	H24. 8. 8環境大発第120725002号「底質調査方法について」によること。
37 油分	検液10につき 油分 15mg以下 (投入処分により検出される油類が海面に生じないものであること)	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。また、H19. 8. 14環境省発第0708140001号「環境保第070814001号「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」の当面の取扱いについて」による代替手法によることができる。
38 ダイオキシン類	検液10につき ダイオキシン類 10pg-TEQ以下	H15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第6条第1項に規定する埋立場所」に排出しようとする廃棄物に含まれる金属の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39 ダイオキシン類含有濃度	試料1gにつき ダイオキシン類 150pg-TEQ以下	R4. 3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に定める方法によること。

銅の検定方法を14号に統合しました。

改正前

しゅんせつ土砂検定試験項目及び基準値

別表2

試験項目	基準値	検定方法
1 水銀又はその化合物	検液10につき 水銀 0.0005mg以下	
2 カドミウム又はその化合物	検液10につき カドミウム 0.01mg以下	
3 鉛又はその化合物	検液10につき 鉛 0.01mg以下	
4 六価クロム化合物	検液10につき 六価クロム 0.05mg以下	
5 砒素又はその化合物	検液10につき 砒素 0.01mg以下	
6 シアン化合物	検液中に検出されないこと	
7 アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと	
8 有機燐化合物	検液中に検出されないこと	
9 PCB	検液中に検出されないこと	
10 ジクロロメタン	検液10につき ジクロロメタン 0.02mg以下	
11 四塩化炭素	検液10につき 四塩化炭素 0.002mg以下	
12 1,2-ジクロロエタン	検液10につき 1,2-ジクロロエタン 0.004mg以下	
13 1,1-ジクロロエチレン	検液10につき 1,1-ジクロロエチレン 0.1mg以下	
14 シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg以下	
15 1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき 1,1,1-トリクロロエタン 1.0mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌汚染に係る環境基準について」によること。
16 1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg以下	
17 トリクロロエチレン	検液10につき トリクロロエチレン 0.03mg以下	
18 テトラクロロエチレン	検液10につき テトラクロロエチレン 0.01mg以下	
19 1,3-ジクロロプロペン	検液10につき 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg以下	
20 チウラム	検液10につき チウラム 0.006mg以下	
21 シマジン	検液10につき シマジン 0.003mg以下	
22 チオベンガルブ	検液10につき チオベンガルブ 0.02mg以下	
23 ベンゼン	検液10につき ベンゼン 0.01mg以下	
24 セレン又はその化合物	検液10につき セレン 0.01mg以下	
25 弗化物	検液10につき 弗素 0.8mg以下	
26 ほう素	検液10につき ほう素 1.0mg以下	
27 クロロエチレン	検液10につき クロロエチレン 0.002mg以下	
28 1,4-ジオキサン	検液10につき 1,4-ジオキサン 0.05mg以下	
29 銅又はその化合物	検液10につき 銅 1.0mg以下	H15. 7. 22厚生労働省告示第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省が定める方法」によること。
30 亜鉛又はその化合物	検液10につき 亜鉛 2.0mg以下	
31 ベリリウム又はその化合物	検液10につき ベリリウム 2.5mg以下	
32 クロム又はその化合物	検液10につき クロム 2.0mg以下	
33 ニッケル又はその化合物	検液10につき ニッケル 1.2mg以下	
34 バナジウム又はその化合物	検液10につき バナジウム 1.5mg以下	
35 有機塩素化合物	試料1kgにつき 有機塩素化合物 40.0mg以下	
36 水銀、PCB含有濃度	試料1kgにつき 水銀 25ppm未満 試料1kgにつき PCB 10ppm未満	H24. 8. 8環境大発第120725002号「底質調査方法について」によること。
37 油分	検液10につき 油分 15.0mg以下 (投入処分時に検出される油類が生じないこと)	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。また、H19. 8. 14環境省発第0708140001号「環境保第070814001号「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」の当面の取扱いについて」による代替手法によることができる。
38 ダイオキシン類	検液10につき ダイオキシン類 10pg-TEQ以下	H15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第6条第1項に規定する埋立場所」に排出しようとする廃棄物に含まれる金属の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39 ダイオキシン類含有濃度	試料1gにつき ダイオキシン類 150pg-TEQ以下	環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に定める方法によること。

改正後

別表2

建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目

1 建設発生土(別表1関係)

(1)No1～No37に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m3<土量<1000m3	0	1
1000≦土量<4000m3	1	1
4000≦土量<6000m3	2	2
6000≦土量<8000m3	3	3
8000≦土量<10000m3	4	4
10000≦土量<12000m3	5	5

※以降、2000m3増加するごとに1検体増

(2)ダイオキシソ類(No38～No39)に係る検体数

搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m2<面積<2500m2	0	1
2500≦面積<5000m2	1	1
5000≦面積<7500m2	2	2
7500≦面積<10000m2	3	3
10000≦面積<12500m2	4	4
12500≦面積<15000m2	5	5

※以降、2500m2増加するごとに1検体増

(注1)公害防止条例による調査必要地

公害防止条例による調査必要地とは、主に有害物質を扱っていた事業所等があった土地等が対象となっております。詳細のお尋ねについては環境局にお問い合わせください。

(注2)河川区域



河川法の適用河川は、検査を実施すること。
ただし、調整池等で河川法適用河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること。

改正前

別表3

建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目

1 建設発生土(別表1関係)

(1)No1～No35に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m3<土量<1000m3	0	1
1000≦土量<4000m3	1	1
4000≦土量<6000m3	2	2
6000≦土量<8000m3	3	3
8000≦土量<10000m3	4	4
10000≦土量<12000m3	5	5

※以降、2000m3増加するごとに1検体増

(2)ダイオキシソ類(No36～No37)に係る検体数

搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m2<面積<2500m2	0	1
2500≦面積<5000m2	1	1
5000≦面積<7500m2	2	2
7500≦面積<10000m2	3	3
10000≦面積<12500m2	4	4
12500≦面積<15000m2	5	5

※以降、2500m2増加するごとに1検体増

(注1)公害防止条例による調査必要地

公害防止条例による調査必要地とは、主に有害物質を扱っていた事業所等があった土地等が対象となっております。詳細のお尋ねについては環境局にお問い合わせください。

(注2)河川区域



河川法の適用河川は、検査を実施すること。
ただし、調整池等で河川法適用河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること。

改正後

- 2 維持しゅんせつ及び構造物工事から発生するしゅんせつ土砂(別表1関係)
面積による検体箇所数に深度による検体数を考慮し、総検体数を算出する。
検定は、総検体数に対して、下表に規定する実施項目を実施すること。

(1)面積による検体箇所数

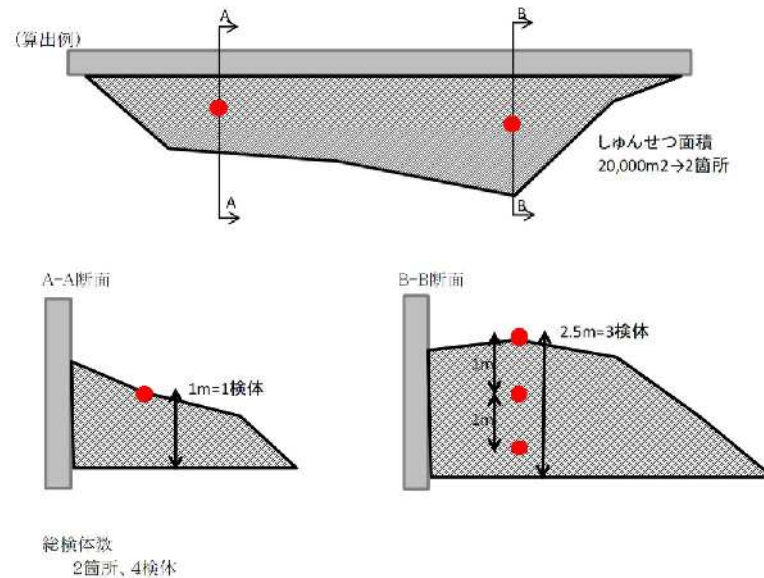
発生面積	検体箇所数
0m ² <面積<20000m ²	1
20000≤面積<30000m ²	2
30000≤面積<40000m ²	3

※以降、10000m²増加するごとに1検体増

(2)深度による検体数

発生深度	検体数	採取場所	実施項目
0m<深度≤1m	1	表層	別表1 全項目
1<深度≤2m	2	表層、表層から1m地点	別表1 No.1～37
2<深度≤3m	3	表層、表層から1m地点、表層から2m地点	別表1 No.1～37

※以降、1m増加するごとに1検体増(実施項目は別表1No.1～37)



- 3 埋戻しゅんせつ土砂(別表1関係)

検定は、検体数に対して、別表1に規定する項目を全て実施すること。

埋戻土量	検体数
0m ³ <土量<20000m ³	1
20000≤土量<30000m ³	2
30000≤土量<40000m ³	3

※以降、10000m³増加するごとに1検体増

改正前

- 2 維持しゅんせつ及び構造物工事から発生するしゅんせつ土砂(別表2関係)
面積による検体箇所数に深度による検体数を考慮し、総検体数を算出する。
検定は、総検体数に対して、下表に規定する実施項目を実施すること。

(1)面積による検体箇所数

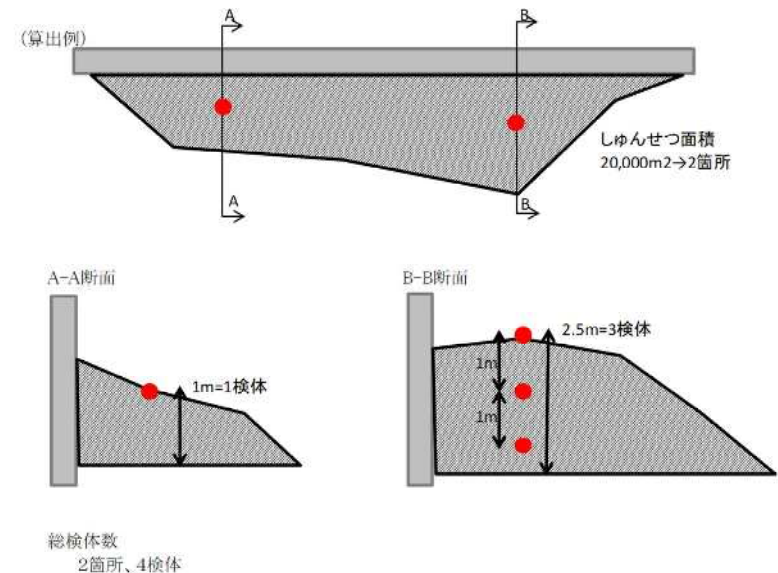
発生面積	検体箇所数
0m ² <面積<20000m ²	1
20000≤面積<30000m ²	2
30000≤面積<40000m ²	3

※以降、10000m²増加するごとに1検体増

(2)深度による検体数

発生深度	検体数	採取場所	実施項目
0m<深度≤1m	1	表層	別表2 全項目
1<深度≤2m	2	表層、表層から1m地点	別表2 No.1～37
2<深度≤3m	3	表層、表層から1m地点、表層から2m地点	別表2 No.1～37

※以降、1m増加するごとに1検体増(実施項目は別表2No.1～37)



- 3 埋戻しゅんせつ土(別表2関係)

検定は、検体数に対して、別表2に規定する項目を全て実施すること。

埋戻土量	検体数
0m ³ <土量<20000m ³	1
20000≤土量<30000m ³	2
30000≤土量<40000m ³	3

※以降、10000m³増加するごとに1検体増

改正後			改正前		
別表3 川崎市浮島<u>指定</u>処分地の運用			別表4 川崎市浮島処分地の運用		
名称	浮島指定処分地		名称	浮島指定処分地	
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先		住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先	
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)		受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)	
休業日	建設発生土	<u>4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日</u> <u>1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日</u> 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)	休業日	建設発生土	<u>土曜(第2、第4、第5)、日曜、休日</u> 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)
	しゅんせつ土砂	<u>4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日</u> <u>1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日</u> 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日)		しゅんせつ土砂	<u>土曜(第2、第4、第5)、日曜、休日</u> 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	TEL 044-276-2089 雨天時等受入可否について、 <u>当日の午前8時より</u> 音声テープでお知らせしますので、ご確認下さい。		問合せ先	TEL 044-276-2089 <u>(8時～)</u> 雨天時等受入可否について、音声テープでお知らせしますので、ご確認下さい。	

改正後				改正前			
別表4				別表5			
受入料金				受入料金			
1 建設発生土				1 建設発生土			
車両区分	2t車 (1.1m3地山換算)	3t車 (1.6m3地山換算)	4t車 (2.2m3地山換算)	車両区分	2t車 (1.1m3換算)	4t車 (2.2m3換算)	10t車 (5.5m3換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	6,334円 (本体価格5,759円)	9,214円 (本体価格8,377円)	12,670円 (本体価格11,519円)	ダンプトラック1台当たりの料金	6,334円 (本体価格5,759円)	12,670円 (本体価格11,519円)	31,677円 (本体価格28,798円)
車両区分	8t車 (4.4m3地山換算)	10t車 (5.5m3地山換算)		※上記の金額は1台の場合の本体価格と消費税相当分(10%)の合計です。 ※複数台の場合は本体価格の合計＋消費税相当分の請求となります。			
ダンプトラック1台当たりの料金	25,341円 (本体価格23,038円)	31,677円 (本体価格28,798円)		2 しゅんせつ土砂			
※上記の金額は1台の場合の本体価格と消費税相当分(10%)の合計です。 ※複数台の場合は本体価格の合計＋消費税相当分の請求となります。							
2 しゅんせつ土砂							
区分			料金	区分			料金
第2条に規定する公共事業系から発生するしゅんせつ土砂			3,648円/m3 (本体価格3,317円/m3)	第2条に規定する公共事業から発生するしゅんせつ土砂			3,648円/m3 (本体価格3,317円/m3)
第2条に規定する民間企業が実施する維持しゅんせつ土砂			5,056円/m3 (本体価格4,597円/m3)	第2条に規定する民間企業が実施する維持しゅんせつ土砂			5,056円/m3 (本体価格4,597円/m3)
※ただし、港湾管理者が行う補助事業及び、国土交通省が行う港湾施設の整備に伴い発生するしゅんせつ土砂は無料とする。 ※上記の金額は1m3の場合の本体価格と消費税相当分(10%)の合計です。 ※本体価格に搬入数量を乗じた額＋消費税相当分の請求となります。				※ただし、港湾管理者が行う補助事業及び、国土交通省が行う港湾施設の整備に伴い発生するしゅんせつ土は無料とする。 ※上記の金額は1m3の場合の本体価格と消費税相当分(10%)の合計です。 ※本体価格に搬入数量を乗じた額＋消費税相当分の請求となります。			

申請様式 新旧対照表

改正後（新様式）		改正前（旧様式）																															
第1号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。 浮島指定処分地建設発生土発券依頼書 年 月 日 港湾局長 工事等担当局長 浮島指定処分地建設発生土受入要綱、その他関係法規（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）に抵触する産業廃棄物に該当しないこと）に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。		第1号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。 浮島指定処分地建設発生土発券依頼書 年 月 日 港湾局長 工事等担当局長 浮島指定処分地建設発生土受入要綱、その他関係法規（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）に抵触する産業廃棄物に該当しないこと）に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。																															
工事名(契約名)		工事名(契約名)																															
工期末	西暦 年 月 日	工期末	西暦 年 月 日																														
担当部署名	監督員名	担当部署名	監督員名																														
搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域																														
検定の要否判定	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 No1～No35 に係る検定 契約土量 m3 検体(参考1参照) 川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 ダイオキシシン類に係る検定 発生面積 m2 検体(参考2参照)	検定の要否判定	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 No1～No35 に係る検定 契約土量 m3 検体(参考1参照) 川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 ダイオキシシン類に係る検定 発生面積 m2 検体(参考2参照)																														
必要とする建設発生土搬入整理券	<table border="1"> <thead> <tr> <th>券種</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t車</td> <td>1.1m3/台換算 枚</td> </tr> <tr> <td>3t車</td> <td>1.6m3/台換算 枚</td> </tr> <tr> <td>4t車</td> <td>2.2m3/台換算 枚</td> </tr> <tr> <td>8t車</td> <td>4.4m3/台換算 枚</td> </tr> <tr> <td>10t車</td> <td>5.5m3/台換算 枚</td> </tr> </tbody> </table>	券種	枚数	2t車	1.1m3/台換算 枚	3t車	1.6m3/台換算 枚	4t車	2.2m3/台換算 枚	8t車	4.4m3/台換算 枚	10t車	5.5m3/台換算 枚	必要とする建設発生土搬入整理券	<table border="1"> <thead> <tr> <th>券種</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t車</td> <td>1.1m3/台換算 枚</td> </tr> <tr> <td>4t車</td> <td>2.2m3/台換算 枚</td> </tr> <tr> <td>10t車</td> <td>5.5m3/台換算 枚</td> </tr> </tbody> </table>	券種	枚数	2t車	1.1m3/台換算 枚	4t車	2.2m3/台換算 枚	10t車	5.5m3/台換算 枚										
券種	枚数																																
2t車	1.1m3/台換算 枚																																
3t車	1.6m3/台換算 枚																																
4t車	2.2m3/台換算 枚																																
8t車	4.4m3/台換算 枚																																
10t車	5.5m3/台換算 枚																																
券種	枚数																																
2t車	1.1m3/台換算 枚																																
4t車	2.2m3/台換算 枚																																
10t車	5.5m3/台換算 枚																																
搬出代理人氏名及び連絡先	氏名 TEL:	搬出代理人氏名及び連絡先	氏名 TEL:																														
添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図 (3)第8号様式(建設発生土搬入車両登録書)	添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図																														
納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付	納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付																														
※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。 【参考1】No1～No35に係る検体数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出地域</th> <th>右記以外</th> <th>・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約土量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m3≦土量<1000m3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1000≦土量<4000m3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4000≦土量<6000m3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2000m3増加するごとに1検体増		搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域	契約土量			0m3≦土量<1000m3	0	1	1000≦土量<4000m3	1	1	4000≦土量<6000m3	2	2	※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。 【参考1】No1～No35に係る検体数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出地域</th> <th>右記以外</th> <th>・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約土量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m3≦土量<1000m3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1000≦土量<4000m3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4000≦土量<6000m3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2000m3増加するごとに1検体増		搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域	契約土量			0m3≦土量<1000m3	0	1	1000≦土量<4000m3	1	1	4000≦土量<6000m3	2	2
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域																															
契約土量																																	
0m3≦土量<1000m3	0	1																															
1000≦土量<4000m3	1	1																															
4000≦土量<6000m3	2	2																															
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域																															
契約土量																																	
0m3≦土量<1000m3	0	1																															
1000≦土量<4000m3	1	1																															
4000≦土量<6000m3	2	2																															
【参考2】ダイオキシシン類(No36～No39)に係る検体数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出地域</th> <th>右記以外</th> <th>・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m2≦面積<2500m2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2500≦面積<5000m2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5000≦面積<7500m2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2500m2増加するごとに1検体増 ※発券後の適切な管理をお願いします。 ※完了後届出後は未使用券が効きなくなります。		搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域	発生面積			0m2≦面積<2500m2	0	1	2500≦面積<5000m2	1	1	5000≦面積<7500m2	2	2	【参考2】ダイオキシシン類(No36～No39)に係る検体数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出地域</th> <th>右記以外</th> <th>・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0m2≦面積<2500m2</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2500≦面積<5000m2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5000≦面積<7500m2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、2500m2増加するごとに1検体増 ※ 河川法の適用河川は、検査を実施すること。ただし、調整池等で河川法適用河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること。		搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域	発生面積			0m2≦面積<2500m2	0	1	2500≦面積<5000m2	1	1	5000≦面積<7500m2	2	2
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域																															
発生面積																																	
0m2≦面積<2500m2	0	1																															
2500≦面積<5000m2	1	1																															
5000≦面積<7500m2	2	2																															
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域																															
発生面積																																	
0m2≦面積<2500m2	0	1																															
2500≦面積<5000m2	1	1																															
5000≦面積<7500m2	2	2																															

改正後（新様式）				改正前（旧様式）			
第2号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58svomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。				第2号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58svomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。			
浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書 年 月 日 あて先 港湾局長 申 込 者 住 所 氏 名				浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書 年 月 日 あて先 港湾局長 申 込 者 住 所 氏 名			
次のとおりしゅんせつ土砂の受入を申し込みます。				次のとおりしゅんせつ土砂の受入を申し込みます。			
発 注 者				発 注 者			
工 事 名				工 事 名			
工 事 場 所				工 事 場 所			
発 注 区 分 (該当するものに○をつけて下さい)		港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業		発 注 区 分 (該当するものに○をつけて下さい)		港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業	
投入土量(設計土量、余掘含む)		m ³	発生面積	m ²	投入土量(設計土量、余掘含)		m ³ 発生面積 m ²
投 入 期 間				投 入 期 間			
土 質				土 質			
添 付 書 類		① 工事請負契約書(写) ② 検定試験表 ③ 施工位置図 ④ 施工平面図 ⑤ 工程表 ⑥ 土量計算書 ⑦ 横断面図		添 付 書 類		① 工事請負契約書(写) ② 検定試験表 ③ 施工位置図 ④ 施工平面図 ⑤ 工程表 ⑥ 土量計算書 ⑦ 横断面図	
投入責任者		住 所		住 所			
		電 話 番 号		電 話 番 号			
		担 当 氏 名		担 当 氏 名			
その他 1. 川崎港管理センター港湾管理課に工事の許可申請を行うこと。 2. 横浜海上保安部の作業許可(写)は後日、提出すること。 3. 添付書類について、ICT施工の場合は、事前に港湾振興部庶務課の確認を受けること。				その他 1. 川崎港管理センター港湾管理課に工事の許可申請を行うこと。 2. 横浜海上保安部の作業許可(写)は後日、提出すること。			

改正後（新様式）		改正前（旧様式）	
第3号様式		第3号様式	
浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書 川港庶第 号 年 月 日 様 港湾局長 次のとおり港湾区域内しゅんせつ土砂の受入を承認します。		浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書 川港庶第 号 令和 年 月 日 様 港湾局長 次のとおり港湾区域内しゅんせつ土砂の受入を承認します。	
発注者		発注者名	
工事名		工事名	
工事場所		工事場所	
投入期間	年 月 日～ 月 日	投入期間	年 月 日～ 月 日
投入土量（設計土量、余掘含む）	m ³	投入土量（設計土量、余掘含む）	m ³
土質		土質	
	その他（ ）		その他（ ）
検定試験結果		検定試験結果	
(備考)		(備考)	

改正後（新様式）

第4号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

「浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと）に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工期の変更	変更後の完成期限(西暦)	年 月 日
整理券枚数の追加	券種	増加枚数
	2t車 1.1m3/台換算	枚
	3t車 1.6m3/台換算	枚
	4t車 2.2m3/台換算	枚
	8t車 4.4m3/台換算	枚
	10t車 5.5m3/台換算	枚
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1～No37に係る検定	
	変更後の 総契約土量	m3 検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 ダイオキシン類に係る検定	
添付資料	変更後の 総発生面積	m2 検体[参考2参照]
	(1)「契約書」の写し ※変更契約が間に合わない場合は、当初契約書を添付すること。なお、後日、変更契約書を提出すること。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。	

〔参考1〕No1～No37に係る検体数

契約土量	搬出地域 右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m3≦土量<1000m3	0	1
1000≦土量<4000m3	1	1
4000≦土量<6000m3	2	2

※以降、2000m3増加することに1検体増

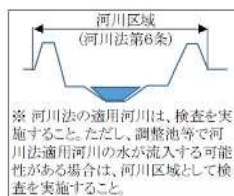
〔参考2〕ダイオキシン類(No38～No39)に係る検体数

発生面積	搬出地域 右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m2≦面積<2500m2	0	1
2500≦面積<5000m2	1	1
5000≦面積<7500m2	2	2

※以降、2500m2増加することに1検体増

※整理券の適切な管理をお願いします。
※完了品提出後は未使用券が使えなくなります。

公害防止条例による調査必要地
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地



2

改正前（旧様式）

第4号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

「浮島指定処分地建設発生土受入要綱、その他関係法規（特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと）に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理致します。

未使用券の変更	未使用券は変更しない。	
工期の変更	変更後の完成期限(西暦)	年 月 日
整理券枚数の追加	券種	増加枚数
	2t車 1.1m3/台換算	枚
	4t車 2.2m3/台換算	枚
	10t車 5.5m3/台換算	枚
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域
	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 No1～No35に係る検定	
	変更後の 総契約土量	m3 検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱 別表1 ダイオキシン類に係る検定	
添付資料	変更後の 総発生面積	m2 検体[参考2参照]
	(ア)「契約書」の写し ※変更契約が間に合わない場合は、当初契約書を添付すること。なお、後日、変更契約書を提出すること。 (イ)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。	

〔参考1〕No1～No35に係る検体数

契約土量	搬出地域 右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m3≦土量<1000m3	0	1
1000≦土量<4000m3	1	1
4000≦土量<6000m3	2	2

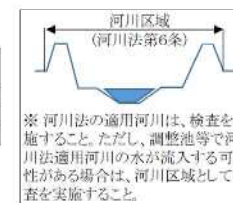
※以降、2000m3増加することに1検体増

〔参考2〕ダイオキシン類(No36～No37)に係る検体数

発生面積	搬出地域 右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m2≦面積<2500m2	0	1
2500≦面積<5000m2	1	1
5000≦面積<7500m2	2	2

※以降、2500m2増加することに1検体増

公害防止条例による調査必要地
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地



2

改正後（新様式）	改正前（旧様式）
第5号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、58svomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。	第5号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、58svomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。
浮島指定処分地建設発生土搬入完了届 年 月 日 港湾局長 工事等担当局長 次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。 搬入実績書の送付をお願いいたします。 承認番号 工事名	浮島指定処分地建設発生土搬入完了届 年 月 日 港湾局長 工事等担当局長 次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。 搬入実績書の送付をお願い致します。 承認番号 工事名
※以下の内容について必ずご確認いただき、同意する場合はチェック欄にレ点をお願いいたします。 1. 完了届受理後、即時整理券のご利用ができなくなりますがよろしいでしょうか。 (工期及び未使用券の確認はしましたか。) 2. 原則、完了届受理後の変更は受付いたしません。完了処理をしてよろしいでしょうか。 チェック欄 ☐ ☐	

改正後（新様式）	改正前（旧様式）																																								
第6号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。 浮島指定処分地しゅんせつ土砂投入完了報告書 年 月 日 あて先 港湾局長 <table><tr><td>承認年月日及び承認番号</td><td>年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>発注者</td><td></td></tr><tr><td>工事名</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td></td></tr><tr><td>発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)</td><td>港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業</td></tr><tr><td>投入土量</td><td>m³</td></tr><tr><td>投入期間</td><td>年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr><tr><td>土 質</td><td></td></tr><tr><td>添付書類</td><td>① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ <u>※IC工の場合は、事前に港湾振興部庶務課の確認を受けること。</u></td></tr><tr><td>投入完了日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 上記のとおり完了しましたので報告いたします。 年 月 日 【申込者】 住 所 氏 名 【納入通書送付先】 住 所 〒 氏 名 電 話 番 号	承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号	発注者		工事名		工事場所		発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業	投入土量	m ³	投入期間	年 月 日 ~ 年 月 日	土 質		添付書類	① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ <u>※IC工の場合は、事前に港湾振興部庶務課の確認を受けること。</u>	投入完了日	年 月 日	第6号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。 浮島指定処分地しゅんせつ土砂投入完了報告書 令和 年 月 日 あて先 港湾局長 <table><tr><td>承認年月日及び承認番号</td><td>令和 年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>発注者</td><td></td></tr><tr><td>工事名</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td></td></tr><tr><td>発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)</td><td>港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業</td></tr><tr><td>投入土量</td><td>m³</td></tr><tr><td>投入期間</td><td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>土 質</td><td></td></tr><tr><td>添付書類</td><td>① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ</td></tr><tr><td>投入完了日</td><td>令和 年 月 日</td></tr></table> 上記のとおり完了しましたので報告いたします。 令和 年 月 日 【申込者】 住 所 氏 名 【納通書送付先】 住 所 〒 氏 名	承認年月日及び承認番号	令和 年 月 日 第 号	発注者		工事名		工事場所		発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業	投入土量	m ³	投入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	土 質		添付書類	① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ	投入完了日	令和 年 月 日
承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号																																								
発注者																																									
工事名																																									
工事場所																																									
発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業																																								
投入土量	m ³																																								
投入期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																								
土 質																																									
添付書類	① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ <u>※IC工の場合は、事前に港湾振興部庶務課の確認を受けること。</u>																																								
投入完了日	年 月 日																																								
承認年月日及び承認番号	令和 年 月 日 第 号																																								
発注者																																									
工事名																																									
工事場所																																									
発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業																																								
投入土量	m ³																																								
投入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																																								
土 質																																									
添付書類	① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ																																								
投入完了日	令和 年 月 日																																								

改正後（新様式）				改正前（旧様式）			
第7号様式 浮島指定処分地建設発生土搬入実績書 年 月 日 工事等担当局長 港湾局長 完了届の提出に関し、搬入実績を通知します。 工事等担当課にて内容確認を行い、未使用券がある場合には裁断等の処理を行って下さい。 工事名 承認番号 搬入完了日				第7号様式 浮島指定処分地建設発生土搬入実績書 年 月 日 工事等担当局長 港湾局長 完了届の提出に関し、搬入実績を通知します。 監督課にて内容確認を行い、未使用券がある場合には裁断等の処理を行って下さい。 工事名 承認番号 搬入完了日			
使用済券	2t車		枚	使用済券	2t車		枚
	3t車		枚		4t車		枚
	4t車		枚		8t車		枚
	8t車		枚		10t車		枚
	10t車		枚				
未使用券	2t車		枚	使用済券	4t車		枚
	3t車		枚		10t車		枚
	4t車		枚		未使用券	2t車	
	8t車		枚	4t車			枚
	10t車		枚	10t車			枚

改正後（新様式）

改正前（旧様式）

(第8号様式)

建設発生土搬入車両登録書（ 〃 ）

港 湾 局 長

年 月 日

新 規 ・ 変 更

承認番号

※承認番号は変更の場合のみ、記入ください。

工事名(契約名)																							
担 当 部 署 名												監 督 員 名											
受 注 業 者 名																							
現場代理人氏名及び連絡先												TEL:											
運 搬 業 者 名																							
登録するダンプトラック台数		台		契 約 土 量		m ³																	
No.	車 種 (トン)	車 両 番 号										No.	車 種 (トン)	車 両 番 号									
1												16											
2												17											
3												18											
4												19											
5												20											
6												21											
7												22											
8												23											
9												24											
10												25											
11												26											
12												27											
13												28											
14												29											
15												30											
(記入例)		10		川崎		100		1234															

- ※1 登録するダンプトラックは、使用することが可能な車両に限定してください。
- ※2 搬入車両に追加、又は変更が生じた場合は随時、ご提出ください。
- ※3 搬入車両変更の際、全て書き直しの上、再提出してください。但し、車両追加の場合は、前回提出時のものに続けてご記入ください。
- ※4 浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に基づき「使用禁止車両」は登録はできません。
- ※5 3 t、8 t 車の車両登録は、車検証等（写）の提出が必要です。

(追加)

(参考) その他資料 新旧対照表

(参考) 改正後					(参考) 改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
浮島指定処分地通行証 (建設発生土搬入用) 承認番号 工事名 会社名 厳守 川崎市港湾局 港湾振興部庶務課 1. 場内は2.0キロ以下で走行してください。 2. 整理券裏面に車両番号(4けた)を記入し窓口に提出してください。 3. 「川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱」に違反する場合は入場できません。					浮島指定処分地通行証 (建設発生土搬入用) 承認番号 工事名 会社名 注意 川崎市港湾局 港湾振興部庶務課 1. 受付窓口には建設発生土搬入整理券と一緒に提出して下さい。 2. 裏面(配車記録)には運搬当日の日付と配車車両の番号(4けた)を記入して下さい。 ※上記注意事項及び「建設発生土受入要綱」に違反する場合は入場できません。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設発生土運搬配車記録 (この用紙は配車記録等に御利用下さい。) <table><thead><tr><th>搬出月</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出日</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出月</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出日</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出月</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th></tr></thead><tbody><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>5</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>10</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>15</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr></tbody></table>					搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	5	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	10	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	15	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	建設発生土運搬配車記録 (この用紙は80日分記入出来ずが不足分については未記入用紙を添付けて使用下さい) <table><thead><tr><th>搬出月</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出日</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出月</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出日</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th><th>搬出月</th><th>運搬車両番号 (4けた)</th></tr></thead><tbody><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>5</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>10</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>15</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr><tr><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td><td>.</td><td>—</td></tr></tbody></table>					搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	5	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	10	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	15	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—	.	—
搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)	搬出日	運搬車両番号 (4けた)	搬出月	運搬車両番号 (4けた)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
.	—	.	—	.	—	.	—	.	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

(参考) 改正後

承認番号	不正使用厳禁。 本券を係員に提出した後、係員の指示に従い建設発生土を降ろして下さい。
建設発生土 搬入整理券	
有効期限	住所
工期末	氏名
3 t 車 川崎市	テスト出力 

港湾局控

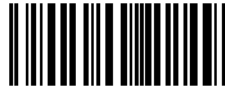
新整理券（3・8 t）については、
車種を外枠線で囲んでおります。

承認番号	不正使用厳禁。 本券を係員に提出した後、係員の指示に従い建設発生土を降ろして下さい。
建設発生土 搬入整理券	
有効期限	住所
工期末	氏名
8 t 車 川崎市	テスト出力 

港湾局控

※従来の整理券（2・4・10 t）についても、そのままご使用いただけます。

(参考) 改正前

承認番号	不正使用厳禁。 本券を係員に提出した後、係員の指示に従い建設発生土を降ろして下さい。
建設発生土 搬入整理券	
有効期限	住所
工期末	氏名
2 t 車 川崎市	テスト出力 

港湾局控

承認番号	不正使用厳禁。 本券を係員に提出した後、係員の指示に従い建設発生土を降ろして下さい。
建設発生土 搬入整理券	
有効期限	住所
工期末	氏名
4 t 車 川崎市	テスト出力 

港湾局控

承認番号	不正使用厳禁。 本券を係員に提出した後、係員の指示に従い建設発生土を降ろして下さい。
建設発生土 搬入整理券	
有効期限	住所
工期末	氏名
10 t 車 川崎市	テスト出力 

港湾局控

(参考) 改正後

建設発生土受入れについてのお願い

浮島指定処分場内への建設発生土の受入については、皆様の安全確保のために、次の事項を特にご注意下さい。

1 処分地の案内

名称	浮島指定処分地
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)
休業日	建設発生土……………4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) しゅんせつ土砂……………4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)、年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	雨天時等受入可否について、当日の午前8時より音声テープでお知らせしますので、ご確認ください。(電話 044-276-2089)

2 注意事項

- 他現場からの搬出土を混合した土を搬入しないことを厳守してください。なお、別の現場の建設発生土が持ち込まれた場合、法令により罰せられる可能性があります。
- 処分地前道路は、早朝・昼休みに受付待ちの渋滞が発生しています。一般道利用者からの苦情が寄せられていますので、処分地前及び近隣道路での待機はしないで下さい。
- 降雨時には、防水シートで荷台を覆う等を行い、汚泥状態にならないようにしてください。汚泥状態になった場合は、受入することは出来ないのをご注意ください。
- 通行証は、処分地の係員に見える位置に提示してください。
- 整理券は裏面に車両ナンバー4桁を記入の上、処分地の受付窓口へ提出してください。
- 整理券の有効期限は工事期間内となります。工事期間延長・枚数の変更・券種の変更の際は、再度の変更申込手續が必要となりますので、ご注意ください。(搬入車両の変更があった場合についても再度申請が必要となります。)なお、申込方法等については、川崎市のホームページ上に掲載していますので、ご確認ください。※「川崎市 浮島 残土」で検索も可能です。
- 地区内道路では駐停車禁止、追越、禁止、制限速度は20km/h以下を厳守してください。
- 車両合流地点では直進車両が優先となります。
- 仮置きヤード内では重機を使用していますので、車外に出る場合はヘルメットを着用して下さい。
- その他注意点に関しては、川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に従ってください。

川崎市 港湾局 港湾振興部 庶務課
浮島指定処分地建設発生土申込窓口
電話：044(200)3058
メール：58syomu@city.kawasaki.jp

(参考) 改正前

建設発生土受入れについてのお願い

浮島指定処分場内への建設発生土の受入については、皆様の安全確保のために、次の事項を特にご注意下さい。

1 処分地の案内

名称	浮島指定処分地
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)
休業日	建設発生土……………土曜(第2、第4、第5)、日曜、休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) しゅんせつ土砂……………土曜(第2、第4、第5)、日曜、休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	TEL 044-276-2089 (8時～) 雨天時等受入可否について、音声テープでお知らせしますので、ご確認ください。

2 渋滞の改善について

- 処分地前道路は、早朝・昼休みに受付待ちの渋滞が発生しています。
- 一般道利用者からの苦情が寄せられていますので、処分地前道路での待機はしないで下さい。

3 処分地内での注意

- 地区内道路では駐停車禁止。
- 地区内道路では追越し禁止。
- 地区内道路での制限速度は20km/h以下。
- 車両合流地点では直進車両を優先。
- 借地面所以外での荷役等の作業禁止。
- 仮置きヤード内では重機を使用しています。
- 危険ですので、車外に出る場合はヘルメットを着用して下さい。

注意事項

- 整理券は使用期限を工事期間内として発行しています。
- 工事期間延長・枚数の変更・券種の変更の際は、再度の変更依頼申請が必要となりますのでご注意ください。
- 申請方法については、川崎市のホームページ上に掲載していますのでご確認ください。
→URL: <https://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000117612.html>
※「川崎市 浮島 残土」で検索も可能です。

川崎市 港湾局 港湾振興部 庶務課
浮島指定処分地建設発生土申込窓口
電話：044(200)3058
メール：58syomu@city.kawasaki.jp